【資料2】

1. 計画期間 平成27年から28年まで

2. 施策の柱

	課題	分類
	(1)消費者被害防止のための教育	①消費者被害防止に係る教育の促進
		②消費者被害防止に係る啓発活動の促進
	(2)自立した消費者になるための教育	①食に関する教育の促進
		②情報とメディアに関する教育の促進
消費者教育の推進		③持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進
【消費者教育推進		④持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進
計画】		⑤消費生活の様々な分野における教育の促進
	(3)事業者及び事業所への教育	①事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
		②職域における消費者教育の促進
	(4)担い手の育成・支援	①関係機関との連携
		②地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

3. 今後のスケジュール

平成26年12月 消費者教育推進部会(1回目)開催

平成27年2月上旬 消費者教育推進部会(2回目)開催

平成27年3月下旬 消費生活審議会(2回目)開催

平成27年3月 答申

平成27年7月 パブリックコメント開始

平成27年8月 消費者教育推進計画策定

平成27年8又は9月 消費生活審議会(第1回目)開催

4. 基本計画との関係

- ①消費生活基本計画と終期を合わせ、次期計画の策定時に1本化する。
- ②消費者教育推進計画は、基本計画の下位の計画として位置づけるが、従来の基本計画に位置付けのなかった箇所も含め、消費生活基本計画に準じ位置付けのある施策を進めることとする。